

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年3月12日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：中央アジア（広域）及びその周辺地域における地域間電力連携、水力開発協力に向けた情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：中央アジア（広域）及びその周辺地域における地域間
電力連携、水力開発協力に向けた情報収集・確認調査
(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：24a01027

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年3月12日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：中央アジア（広域）及びその周辺地域における地域間電力連携、水力開発協力に向けた情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年5月～2026年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度9月末

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica. go. jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 資源エネルギーグループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 3月 18日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 3月 18日 12時まで
3	質問への回答	2025年 3月 24日 まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年 3月 28日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年 4月 10日 11時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/na2RqE1jqP>

公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていません。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (2) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (1) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (2) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

- (3) 提出書類
 - 1) プロポーザル・見積書・別見積書
 - 2) 別提案書（第3章4.（1）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）
- (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項
 - 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（1）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（1）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100 点

*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入

札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

2015年12月に開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための国際枠組みとしてパリ協定が採択され、同協定では世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることが掲げられている。

中央アジア地域では、カザフスタンやウズベキスタン等の化石燃料に依存している国とキルギス、タジキスタンのように水力資源に依存している国が存在している。ウズベキスタン、カザフスタン（南部系統）、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタンの電力系統は、中央アジア電力網（CAPS: Central Asia Power System）を構成している（トルクメニスタンはCAPSから離脱しイランと同期連携している）。ソ連邦解体後、各国は自国の電力系統の単独運用を目指したが、CAPSを通じた電力取引に伴う電力の安定供給と経済的メリットの維持が再評価され、1998年にCAPSの維持のための政府間協定が結ばれ、現在CAPSは中央アジア4か国の系統運用を担当する電力会社により運用・管理されている。

また、本CAPS以外にも南アジアとの電力融通を行うCASA1000や欧州側への電力融通を行うカスピ海・黒海ルートなどが検討されている。

本調査では、中央アジアを取り巻く広域連携の協力状況についてとりまとめ、本地域の連携線整備・強化に対する支援アプローチを目的に「中央アジア及びその周辺地域におけるパワープール及び水力開発、地域間電力連携協力に向けた情報収集・確認調査」（以下、本調査）を行う。

第2条 調査の目的と範囲

本調査では、対象地域における国際連系線を介した電力の輸出入（以下、「国際電力融通」）に係る情報を収集し、その開発における諸課題・リスク・可能性を分析する。その上で、他ドナー動向・協力成果等の情報を収集し、中央アジア地域における国際電力融通強化の実現に向けた協力の方向性を取りまとめる。

（1）対象地域

中央アジア各国（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン）における国際連系送電線事業および関係各国の電力システムの状況分析を中心に、関連隣国（アフガニスタン、イラン、ロシア、パキスタン、コーカサス地域）も含めた各国の電源開発計画と地域需給バランスの評価・分析を行う。

（2）相手国対象機関

対象地域における各国の電力システム及び国際連系送電線事業を担う機関。具体的には以下の機関等が想定される。

ウズベキスタン エネルギー省

ウズベキスタン 国営電力ネットワーク（NEGU）

ウズベキスタン 投資産業貿易省（MIIT）

コーディネーションディスパッチセンター（CDC Energiya）

中央アジア電力調整評議会（CACEPC）

カザフスタン エネルギー省

キルギス エネルギー省

タジキスタン エネルギー水資源省

トルクメニスタン エネルギー省

第3条 調査実施の留意事項

（1）本調査の位置づけ及び実施方針

本調査は、国際電力融通に係る情報を収集し、その開発における諸課題・リスク・今後の動向を含めた案件形成の可能性、方向性を調査・分析した上で JICA 協力の方向性に係る提言を取りまとめる。

また、現状①中央アジア電力網（CAPS）の一次、二次周波数制御はロシアに依存している状況であり、調整力を段階的に低減し、最終的には域内で自立的に運用できる

ような「周波数制御計画」を検討すること、②国際電力融通を実施するにあたっての系統システム運用等に係るソフト面の事業の形成、を念頭に置いている。従って本調査では、技術・経済等諸観点での情報整理を行った上で、①に関しては、現状の計画を踏まえた優先的に実施すべき案件を特定し、それらを官のみで行うべきものと、民間資金を動員して実施する PPP 事業や純商業的に実施可能な事業など民間セクターに切り出せるものに分類した上で、後者については実施のためのストラクチャーを検討する。PPP での事業実施の可能性も見据え、同体制での事業実施におけるメリット及びデメリットの整理、及び円滑な事業実施のために有りうべき PPP 体制の検討も検討する。

それら優先的に実施すべき案件に関して、国際連系事業に関する各国関係機関とその役割（責任範囲や実施体制）の整理、案件の早期実現に向けた課題・リスクの特定及び各国のインセンティブの特定／創出の検討並びにこれらを踏まえた具体的で実現可能な対応策（国際融通促進のための広域・各国戦略）の提案を行う。

加えて、②に関して、国際間取引特有の要素（電気事業法等の各国電力分野の政策・法制度の側面、グリッドコードに代表される周波数や電圧等電力の質、取引メカニズム、各関係機関の責任範囲等の技術的側面、広域調整制度及び執行体制等）に留意して、地域電力マーケット形成や系統システム運用に係る技術協力・無償案件支援の検討を行う。

（２） 既存・類似調査結果の有効活用

中央アジア地域の電力・エネルギー政策、電源開発や電力需要予測、国際電力融通については、既に ADB や USAID、世銀 が関連調査や協力を実施している他、中央アジア電力調整評議会（Central Asian Coordination Electric Power Council: CACEPC）にて CAPS の各国送変電公社からのリーダーが集まり、戦略的開発計画を担当するワーキンググループが設立されており、本調査の実施にあたっては既存資料及び現在進行中の調査情報を最大限活用すること。

（３） PPP 事業のストラクチャリング

（１）に記載の民間セクターに切り出せる事業については、実務的に達成可能な現実的なストラクチャーを事業の上流段階から検討することが重要である。

（４） ドナー連携・実施可能な協力パッケージの提案

中央アジア・コーカサス地域の国際連系事業推進に関しては、ADB や USAID、世界銀行等が地域協力体制の枠組み CAREC（The Central Asia Regional Economic Cooperation）プログラム（ADB）等を支援している。

また、日本政府が設置している二国間政策対話枠組みのスコープや提言にも留意し、それらとの相乗効果を発現させる方法も検討する。その上で、国際連系事業を実施促進するために優先的に取り組むべき事業のパッケージ並びにその中で JICA が広域及び二国間協力事業として取り上げ可能な候補事業をパッケージにして提案する。関連ドナーが構築している国際連系事業のプラットフォームを最大限活用するとともに、ドナー間の競争優位性等を勘案し、最適な連携の在り方についても併せて検討する。

(5) コンセンサス構築・地域協力体制の醸成

各国関係機関から意見聴取や地域協力推進インセンティブの提案、課題と今後取るべきアクションの合意形成を効果的に進めるため、CAPS 加盟の中央アジア 4 か国への渡航実施を想定している。提案にあたっては、キルギス、タジキスタンのような水力資源が豊富な国からの電力輸出に加えて、ウズベキスタン等の化石燃料発電が優位な国等の特性を考慮して、域内全体、各国各々の事情を勘案した提案となるように留意する。更に、当該事業の実現には政治的な合意形成が肝要である点に留意し、情報収集のため各国機関を訪問する際には、対象国に対する裨益効果の説明に留意すること。

(6) JICA・日本政府との情報共有・意見交換

本調査は国境をまたぐ内容を含むことから、JICA 本部、関連国の JICA 事務所・日本大使館との情報共有・意見交換を適宜行う。タイミングとしては各報告書提出時を目安とするが、情報の重要性等に鑑み、随時 JICA 担当部と相談の上、適切に行うこと。また、(1)に記載の民間セクターに切り出すべき案件の選定にあたってはプロセスも含めて慎重な検討が求められるので、JICA 本部、JICA 事務所との相談を密に行うこと。

(7) 現地調査

調査にあたっては、国内でのデスクトップ調査での分析結果、ロードマップ(案)の策定に加えて、それらに関して各国関係機関と協議・意見聴取することを想定している。協議・意見聴取にあたっては現地でのワークショップを開催し、効率的に意見交換することを提案すること。各調査への着手にあたっては、先方政府への説明資料を事前に作成し、JICA の確認を得た上、先方に説明し合意を得て調査を開始すること。なお、現地調査については、JICA の職員(本部もしくは現地)が同行する可能性があり、前広に日程調整を行うこと。

第4条 調査の内容

以下に示す業務の内容について、上記「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえ実施する。

(1) 類似調査のレビュー、関係者へのヒアリング（オンライン）

① 調査開始に先立ち、入手可能な既存資料及び類似案件情報等を収集し、以下の項目を中心に分析を行う。

1 現状の整理（類似調査等のレビュー）

1.1 中央アジア各国(CAPS加盟4か国+トルクメニスタン)の電力・エネルギー政策、電力需給の現状（過去3年間のトレンドとその現状分析、課題の抽出）と今後の予測、電源開発計画、系統計画、市場の運用状況とその計画

1.2 中央アジア各国(CAPS加盟4か国+トルクメニスタン)及び周辺国（北部（ロシア）、南部（アフガニスタン、トルクメニスタン）、西部（アゼルバイジャンを含むコーカサスエリア、欧州））間における電力連系の現状（政策枠組み、マーケット、連系状況、今後の計画とその内容）

1.3 国際電力取引（既存）の実態、教訓の分析

1.3.1 既設連系線にかかる調査（連系箇所、電圧、容量、距離、主要目的、建設費用、建設、運転・保守の負担方法、他国との協議、意思決定、建設、運転・保守等の業務の実施組織、事故発生時の系統保護方式、融通量の計量方法）

1.3.2 民間（PPPを含む）が所有する送電線の実態調査

1.4 各国国際連系に関する電力売買契約（PPA）条件（価格、運用面における現状課題）

1.5 中央アジア地域協力（電力分野以外を含む）の現状と課題（政治課題、行政課題、技術課題）

1.6 他地域（中央アジア地域以外）での国際連系、電力融通における教訓の整理

2 想定される課題、ギャップ分析（類似調査等のレビュー）

2.1 今後の計画・見通し

2.1.1 系統連系計画（連系箇所、電圧、容量、距離、主要目的、ルート図、既存の潮流解析状況）

2.1.2 広域系統安定化システム（CAPS域内ではGSPAと称される）の導入検討状況

- 2.1.3 中央アジアにおける国外向け、もしくは複数国の参画による揚水発電所を含む水力発電所計画（出力、発電電力量、貯水池あるいは調整池の有効容量、建設工事費、運転開始予定年、送電計画など）
- 2.1.4 変動性再エネ（VRE）の導入容量並びに将来計画、系統安定化対策の検討状況
- 2.1.5 経済・財務面（国内、国外との電力調達、契約条件、二国間 Power Trade Agreement、ファイナンス方式、電力価格構造の分析、Energy Banking にかかる MoU 等）
- 2.1.6 制度面（国際連系政策枠組み、事業の許認可に係る組織・制度・手続きの整理、PPP 事業における公的機関と民間事業者のデマケの整理等）
- 2.1.7 技術面の分析（給電指示、同期連系の考え方、系統運用、CAPS 並びに各国における周波数・連系線潮流制御方式（常時、非常時）の現状と課題）
- 2.1.8 価格面（各国間の最経済的 PPA 締結）に向けた経済分析
- 2.2 以下の項目を整理し、取引制度設計・運用面や系統システム運用面での課題、ギャップ等を包括的に分析し、その解決策を提案する。
 - 2.2.1 国際連系ガイドラインやそれに関連する規制その手続き等
 - 2.2.2 中央アジア各国の関連ガイドライン、Grid Code 等
- 2.3 他ドナーにおける協力状況
 - 2.3.1 CAREC プログラム（ADB）や USAID、世界銀行 の活動状況や成果のレビュー
 - 2.3.2 既往調査によるビジョン、ロードマップ、戦略等の整理、ギャップ分析
- 3 気候変動対策に与える影響
 - 3.1 エネルギー由来温暖化ガス排出に関する中央アジア各国の対応状況
 - 3.1.1 エネルギー由来温暖化ガス排出状況（各国及び 中央アジア地域全体での排出量の推定、過去の推移と今後の推定）
 - 3.1.2 各国の環境・気候変動政策とその影響評価
 - 3.1.3 国際電力融通事業による環境・気候変動への定量評価（各国及び 中央アジア地域全体での温暖化ガス排出量など）（ここでの分析結果も踏まえて、域内融通の費用対効果（社会、経済、環境、政治、体制、技術の側面）のプロコン提示は（2）、①、1.1.1 にて整理・分析すること。）

（２）提案の作成、関係者の意見集約

①調査結果を基に、現状・課題の整理・分析を行った上で、以下の項目を中心としたビジョン・ロードマップ、インセンティブ提案、JICA 協力に向けた提案の素案を作成し、JICA と協議する。なお、CAPS を含む中央アジア地域には地域協力体制の枠組みが形成されているため、それら既存の枠組みを活用することを想定している。

1 目指すべきビジョン（2030、2040、2050）、実現に向けたロードマップ、実施枠組み

1.1 （既往調査のビジョンやロードマップを補完する形で）各国毎のビジョン、ロードマップ、実施枠組みの提案

1.1.1 ロードマップ及び具体的事業計画、体制等の提案、分析

1.1.2 各国電力当局の意向、政治・外交面での利害等、国際連系の活性化に向けた各国の障害となる要素の分析

1.1.3 既存の協議枠組みの活用の提案

1.1.4 案件形成を進めるために必要となる多国間／二国間対話を推進するためのインセンティブの特定／創出の提案。

1.1.5 本邦関連企業の連系線ビジネス（VRE、水力含）への関心についてのヒアリングの実施

2 日本が果たす役割と JICA の協力に向けた提言

2.1 具体的な事業の実施に係る法務、制度、ファイナンス組成に係る情報収集、提言

2.2 国際連系線に係る優先プロジェクトの提言

2.2.1 電源開発

2.2.2 国際連系線（送電線）、国際連系強化に資する各国国内送電線

2.2.3 地域電力マーケット形成支援

2.2.4 需給計画、系統システム運用等技術支援

第5条 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、成果品はファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、下記部数は JICA へ提出する部数とし、その他現地での説明に必要な部数は別途受注者が準備するものとする。

(1) 調査報告書

1) インテリム・レポート (IT/R)

提出時期：2025 年 9 月下旬頃

部 数：電子ファイル

2) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

提出時期：2025 年 12 月下旬頃

部 数：電子ファイル

3) ファイナル・レポート (F/R)

提出時期：2026 年 2 月 27 日

部 数：和文 2 部、英文 6 部、CD-R 5 部

注 1) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 営業日以内

部 数：電子ファイル

2) その他説明資料

記載事項：関係機関に対する調査進捗報告。図表を主とする。

提出時期：報告の都度、及び、F/R 提出時にまとめて提出。

部 数：報告時は必要部数、F/R 提出時は F/R に添付もしくは別添とする。

3) 面談録

記載事項：関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

提出時期：面談実施後、ワードファイル等でメールに添付し速やかに提出。

部 数：F/R 提出時は F/R に添付もしくは別添とする。

(3) 報告書の仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は原則として簡易製本として作成することとし、ファイナル・レポートの印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(4) 報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- 2) 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- 3) 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICAが必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

第6条 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。その他、現地の期間、コンサルタント、NGO等に再委託して実施することが効果的と認められる作業項目がある場合は、当該業務について必要と判断する理由、並びに再委託対象業務の実施方法と調達方法など、具体的に示した上で手続きを行うこと。

- 現地での情報収集とその取り纏め
- オンライン会議開催に係る現地側のロジ手配
- 現地ワークショップに係るロジ業務

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	広域連系実現のための制度・規制面の現状把握並びに優先案件提案に関する類似案件実施における経験に基づいた同分析手法	第3条(1)
2	既存・類似調査結果をもとにしたPPPストラクチャリングの事例提案(連系線、連携性強化に資する水力発電)	第3条(2)、(3)
3	現地再委託の内容と具体的な活動案	第6条

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：広域連携政策枠組み形成

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3号）】

- ① 対象国及び類似地域：全世界
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2025年5月中旬～2026年2月末

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約10.05人月

2) 渡航回数の目途 延べ13回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 現地での情報収集とその取り纏め
- オンライン会議開催に係る現地側のロジ手配
- 現地ワークショップに係るロジ業務

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

本業務に関する以下の資料を社会基盤部 資源エネルギーグループ第一チームから配付しますので、imgne@jica. go. jp 宛にご連絡ください。

- 中央アジア需給バランスに係る事前調査
- ウズベキスタン水力開発に係る事前調査
- 現地事務所からの事前情報

2) 公開資料

- ADB “CAREC Energy Outlook”
(<https://www.adb.org/publications/carec-energy-outlook-2030>)
- CDC “Energia Cooperation within the framework of the Central Asian Unified Power System”
(<https://www.carecprogram.org/uploads/CDC-presentation-Dr-Shamshiev-ESCC-2024-ENG.pdf>)
- Ember “Green energy corridors for Central Asia and the Caucasus” (<https://ember-energy.org/app/uploads/2024/11/Report-Green-energy-corridors-for-Central-Asia-and-the-Caucasus.pdf>)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置(日本語⇄ロシア語、カザフ語、ウズベク語等)	無
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

※ C/P との間には発生するコミュニケーション(協議時の言語、資料の言語、メールの言語等)含め、渡航国・地域で使用する言語はロシア語もしくは渡航先の現地語です。

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 中央アジア各事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容

とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

44,362,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(2)別見積としている項目、及び(3)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(2) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(3) 定額計上について

本案件は、定額計上はありません。

(4) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(5) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（6）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(8) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)

以上